

広島県農業経営・就農支援センターの設置について

1 要旨・目的

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）の改正法が令和5年4月に施行されたことに伴い設置した「広島県農業経営・就農支援センター（以下「センター」という。）」の概要について報告する。

2 現状・背景

本県では、企業経営体の育成により生産性の高い農業を確立することで、担い手の所得向上を図り、職業として農業を選択する人が増加するための施策を推進しているところである。

農業経営基盤強化促進法の一部改正が令和5年4月1日に施行されることに伴って、都道府県に農業経営や就農支援を行う体制を整備することが明記された。

また、令和2年度からJAグループ等の関係機関・団体と、新規就農者の確保や規模拡大に係る農地確保など、担い手の課題を一体的に解決する新たな組織の設置について検討を続けてきた。

さらに令和4年度には、「新たな就農支援の仕組み」について関係機関・団体と協議を重ね、関係機関が一体となった支援の在り方について検討を進めてきた。

3 センターの概要

(1) 構成機関・団体

広島県農林水産局

広島県農業協同組合中央会

一般社団法人広島県農業会議（農業委員会ネットワーク機構）

一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団（広島県農地中間管理機構）

全国農業協同組合連合会広島県本部

広島県果実農業協同組合連合会

広島県信用農業協同組合連合会

株式会社日本政策金融公庫広島支店

公益財団法人ひろしま産業振興機構広島県よろず支援拠点

(2) 事務局

センター長は就農支援課長とし、事務局は就農支援課の県職員1名、JAグループからの派遣職員1名、会計年度任用職員1名、合計3名により担う。

(3) 設置のねらい

- ① 就農相談者に対し、関係機関・団体が個別に対応していたが、センターに相談窓口を一本化することにより、相談者に窓口を分かりやすく発信し、相談件数の拡大を図る。
- ② センターにおいて、就農相談者の情報を一元管理し、相談者を伴走支援することにより、確実に就農に結びつける。なお、就農が困難と判断される場合には、センターにおいて早めに判断し、他の進路に誘導する。
- ③ 研修内容などに課題がある市町等の研修制度に対し、専門家を派遣して、制度の充実に向けた支援を行い、新規就農者の拡大を図る。
- ④ 新規就農者に対し、農業技術指導所や地域サポート体制（市町、JA等で組織）と連携して、栽培技術や経営管理能力の習得を支援し、早期の経営安定や経営発展を図る。